

静岡県告示第6号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年1月6日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年1月6日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
414号	賀茂郡河津町川津筏場字古屋敷20番の3地先から 賀茂郡河津町川津筏場字古屋敷20番の5まで	令和5年1月6日